

契約締結前交付書面（投資信託口座説明書）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

- ・お申込みにあたっては、この書面および「投資信託規定集」をよくお読みください。
- ・お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預りし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券については法令に従って当行の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料等の諸費用について

投資信託を当行でお預りする場合、手数料はかかりません。

クーリング・オフについて

振替決済口座管理契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

振替決済口座管理契約の概要

- ・当行は、振替決済口座管理を行う取扱会社としてお客さまが保有する投資信託を管理し、お客さまからの依頼に基づく投資信託の振替を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

- ・当行が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第33条第2項各号の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行において振替決済口座管理契約を行う場合は、以下によります。
- ・投資信託口座（投資信託受益権振替決済口座）を開設していただいたうえで投資信託の売買等の注文を受付け、預託を受け、振替を行います。
- ・お客さまの投資信託は、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」および法令諸規則に基づき当行の固有財産と分別して管理されるため、当行が破綻等した場合も、影響を受けることはありません。
- ・振替決済口座が開設された時は、金融商品取引法第37条の4の規定に基づき、遅滞なく、お客さまに契約締結時交付書面（口座開設申込書控）を交付します。同書面には、当行の商号、営業所等の名称、振替決済口座の開設年月日、お客さまのお名前、当行に連絡する方法などが記載されています。

本契約の終了事由

- ・「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に掲げる事由に該当した場合（主なものは次の通り）、本契約は解約されます。
- ・お客さまから口座解約のお申出があった場合
- ・お客さまについて相続の開始があった場合
- ・お客さまが同規定の変更に同意されない場合

（2ページの内容もご確認ください）

当行の概要（2017年1月4日現在）

商号等 : 株式会社池田泉州銀行
登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号
本店所在地 : 〒530-0013 大阪市北区茶屋町18番14号
加入協会名 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
設立年月 : 1951年9月
資本金 : 613億円
主な事業 : 銀行業、登録金融機関業務（有価証券等管理業務）
お問合せ先 : お取引のある本支店の窓口または下記までご連絡下さい。
担当部署 : 池田泉州銀行 事務統括部
フリーダイヤル : 0120-104-462
受付日時 : 月～金曜日（祝日等を除く）の9:00～17:00

<当行の苦情処理措置および紛争解決措置の内容>

当行の登録金融機関業務における指定紛争解決機関として、下記窓口をご利用いただくことも可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

TEL : 0120-64-5005

受付日時:月～金曜日(祝日等を除く)の9:00～17:00

全国銀行協会相談室

TEL:0570-017109 または 03-5252-3772

受付日時:月～金曜日(祝日等を除く)の9:00～17:00

以上